

福祉部及び子ども未来部指定管理施設の応募に関する説明会質問回答

No.	質問内容	回答
1	<p>①選定基準及び評価項目の表中「その他応募者の提案によるもの」とは、評価項目以外のことで、選定基準に関することが評価の対象となるのか。</p> <p>②記載があるなしで評価が変わるのか。</p>	<p>①選定基準では、応募者による提案等についても、評価項目の対象としています。</p> <p>②上記記述のとおり、評価項目としていますので、評価に影響します。</p>
2	<p>福祉部のみ仕様書中災害対策として、浸水想定区域にあるから浸水害を想定した避難計画の策定を求めるのは何か。</p>	<p>岐阜市地域防災計画では、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設(高齢者、障がい者が利用する施設)は、消防計画に準じた避難計画の策定が求められており、当該計画に基づき、避難計画の策定を求めています。</p>
3	<p>収支予算書中人件費の内訳の記載の仕方は応募者の自由裁量か。</p>	<p>自由裁量で構いません。</p>
4	<p>登記事項証明書とは、現在事項全部証明書と履歴事項全部証明書のどちらか。</p>	<p>現在事項全部証明書をご提出ください。</p>
5	<p>複数施設に応募する場合、登記事項証明書及び納税証明書の正本は、申請の数に応じて必要か。</p>	<p>1部のみ原本で、それ以外はコピーで構いません。ただし、コピーを添付する場合は、「原本は〇〇申請書に添付」と記載してください。</p>